

酒販

サポートニュース

酒類販売管理研修通信

37

独立行政法人 酒類総合研究所

目次 (平成 25 年 3 月)

特集 健康日本 2 1

なんでもQ&A	1
I 酒類販売管理情報	
「健康日本21(第二次)」について	2
ワンポイントレッスン	4
II 酒販トピックス	
『日本酒ラベルの用語事典』を ご活用ください ほか ..	5
III 国税庁からのお知らせ	
4月は未成年者飲酒防止 強調月間です ほか	7



きれいな桃色の『桃色濁り酒』

メールマガジン登録のご案内



酒販サポートニュースの更新情報等をお知らせします。ssn@m.nrib.go.jpへ空メールを送信してください。

なんでも Q&A

(質問) 甘酒ってお酒ですか？



(答え) 「甘酒」は、現在ブームとなっている「麴」から造る甘酒と、「酒粕」から造る甘酒の2種類がありますが、いずれも酒税法上はお酒ではありません。甘酒は、一部の日本酒メーカーや麴の製造元において製造・販売していますが、最近では自分で造って楽しめる方もいらっしゃいます。

麴から造る甘酒は、麴に、好みに応じて蒸した(炊いた)お米と水を加えて温めて造ります。麴の糖化酵素によって、米麴やお米中のでんぷんがブドウ糖に分解されるため、ほんのり甘い甘酒が出来上がります。酵母による発酵が行われないため、アルコール分を含まず、飲んでも酔うことはありません。

一方、酒粕から作る甘酒は、酒粕に水と砂糖を加えて温めて造ります。酒粕にはアルコール(酒粕の重量の約8%)が含まれていますので、お子さんや妊婦さんが飲む時は、十分に温めて、アルコールを飛ばすことが必要となります。

甘酒は、栄養価が高く、江戸時代には夏バテ防止の目的で、夏に飲まれていたと言われています(俳句では夏の季語とされています)。また、甘酒の原料である麴や酒粕には、美容等にいいと言われる成分が含まれています。

さらに最近では、甘酒を温めて飲む以外に、甘酒に蜂蜜や果汁を混ぜる飲み方や、お菓子の材料にする等、多様な使われ方をしています。オリジナルのアレンジを加え、日本古来のスイーツである甘酒で、新たな楽しみ方をされてみてはいかがでしょうか。

※ 甘酒のご家庭での造り方については、当研究所HP内の<一般の方へ>「お酒のQ&A」(甘酒の造り方を教えてください。)をご覧ください。

<http://www.nrib.go.jp/sake/sakefaq01.htm#104>

「健康日本21（第二次）」について

「健康日本21」という運動をご存知でしょうか。正式には「21世紀における国民健康づくり運動」といい、昭和53年から進められてきた「国民健康づくり対策」の一環として平成12年に当時の厚生省が策定しました。具体的には、「壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、国及び地方公共団体等の行政にとどまらず広く関係団体等の積極的な参加及び協力を得ながら、『一次予防[※]』の観点を中心とした情報提供等を行う取組を推進」していく運動のことです。「健康日本21」は昨年、健康増進法の規定に基づいて全面改正され、「健康日本21（第二次）」として平成25年度から平成34年度まで取組を推進することとなりました。

酒販店は、酒類を消費者に直接渡す業種であるため、社会的要請への取組がより一層求められる立場にあります。今回はこの「健康日本21（第二次）」についてご紹介しますので、飲酒のリスクについて再確認してみてください。

※『一次予防』…「生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること」であり、「健康日本21」では「二次予防」（健康診査等による早期発見・早期治療）や「三次予防」（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること）に留まることなく、「一次予防」に重点を置いた対策が求められています。

「健康日本21（第二次）」においては、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康が健康増進のために必要な要素であると位置づけており、これらに関する生活習慣及びその社会環境の改善を推進しています。なお、飲酒については以下のような考え方及び目標となっています。

出典：厚生労働省ホームページ「健康日本21（第二次）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkounippon21.html>

考え方

【飲酒】

飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るのみならず、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となり得る。目標は、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少、未成年者及び妊娠中の者の飲酒防止について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組む。

目 標

項 目	現 状	目 標
① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（1日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上の者）の割合の減少	男性 15.3% 女性 7.5% （平成 22 年 厚生労働省「国民健康・栄養調査」）	男性 13% 女性 6.4% （平成 34 年度）

健康日本 2 1 において多量飲酒者（1日当たりの純アルコール摂取量が 60g を超える飲酒者）割合の低減目標（男性 3.2%以下、女性 0.2%以下）を達成できなかったこと等も考慮し、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合については、今後 10 年間で 15%の低減を目標としています。

（参考）主な酒類の換算の目安

お酒の種類	ビール (中瓶 1 本 500ml)	清酒 (1 合 180ml)	ウイスキー・ブランデー (ダブル 60ml)	焼酎(25 度) (1 合 180ml)	ワイン (1 杯 120ml)
アルコール度数	5%	15%	43%	25%	12%
純アルコール量	20g	22g	20g	36g	12g

項 目	現 状	目 標
② 未成年者の飲酒をなくす	中学 3 年生 男性 10.5% 女性 11.7% 高校 3 年生 男性 21.7% 女性 19.9% （平成 22 年 厚生労働科学研究費による研究班の調査(調査前 30 日間に 1 回でも飲酒した者の割合)）	0% （平成 34 年度）

未成年者飲酒は、成人の飲酒に比べ急性アルコール中毒や臓器障害を起こしやすく、飲酒開始年齢が若いほど将来のアルコール依存症リスクが高くなるという報告があります。健康日本 2 1 においても目標の一つとされていましたが引き続き、未成年者の飲酒を完全に防止することを目標としています。

項 目	現 状	目 標
③ 妊娠中の飲酒をなくす	8.7% （平成 22 年 厚生労働省「乳幼児身体発育調査」 妊娠中に飲酒した人の割合）	0% （平成 26 年）

妊娠中の飲酒は、妊婦自身の妊娠合併症などのリスクを高めるだけでなく、胎児にも悪影響があります。妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群や発達障害を引き起こすとされており、妊娠中の飲酒の胎児への影響に関する安全域は存在しません。「健やか親子 2 1」において、平成 26 年までに妊娠中の喫煙をなくすとの目標設定がなされていることを踏まえて目標を設定しています。

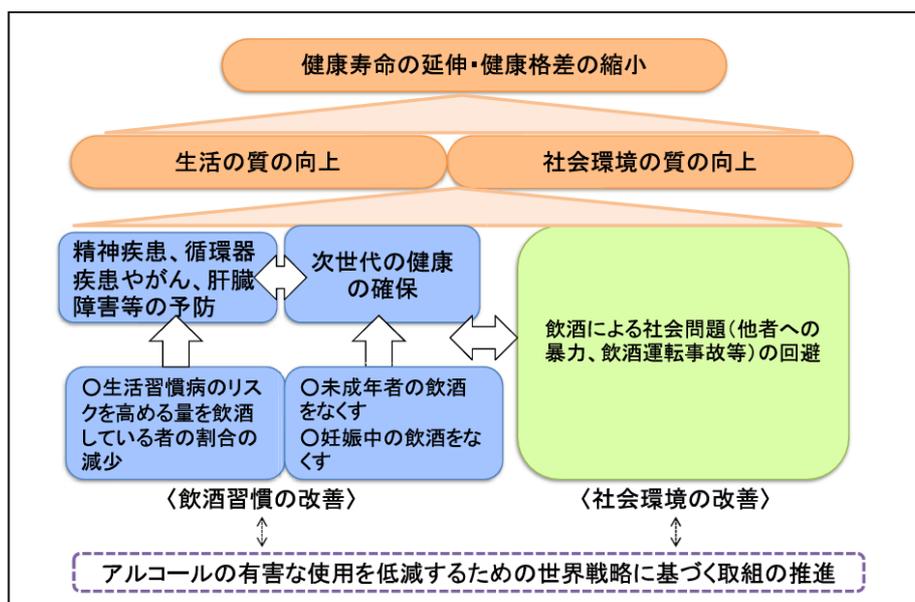
飲酒による社会的問題について

「健康日本21（第二次）の推進に関する参考資料」においては、前ページでご紹介した各目標のほかに、留意すべきこととして以下のような指摘がされています。

飲酒は飲酒者本人のみならず、家族、親戚、職場の者、知人など広範囲の他者に悪い影響を及ぼすことが多い。この悪影響には健康問題のみならず社会的問題も含まれる。健康問題では、家族の心の健康問題やそれにともなう自殺、暴力による外傷などに加えて、子供の発育障害なども報告されている。一方、飲酒は家庭内暴力や虐待、飲酒運転による被害など、今日のわが国における大きな社会問題の原因となっている。平成15年の研究によると、他者の飲酒が原因で困った経験のある成人は3,000万人以上存在すると推定されており、健康日本21（第2次）の推進に当たっては、健康問題にとどまらず、このような社会的問題にも留意することが必要である。

適量の飲酒は、精神的にも身体的にも健康にとって好ましい影響を与えてくれると言われています。一方、上記のような社会的問題のリスクも取り沙汰されています。酒販店（小売店）は、消費者に直接的に酒類を販売する酒類業者となります。酒類業者には、様々な社会的要請への取組が求められていることを踏まえ、今後は「健康日本21（第二次）」の推進についての対応を考えてみてください。

飲酒の目標設定の考え方



出典：厚生労働省ホームページ「健康日本21（第二次）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkounippon21.html>

Ⅱ 酒販トピックス

『日本酒ラベルの用語事典』をご活用ください

お客様が日本酒を購入する際にラベルをご覧になるとは思いますが、果たして記載内容をちゃんと理解していただいているのでしょうか。記載内容についてお店の人に聞きたいと思っても、何となく聞けずじまいの方もいるのではないのでしょうか。そういうお客様向けに活用していただきたいのが『日本酒ラベルの用語事典』です。

この冊子は酒類総合研究所で作成し、当研究所のホームページに電子ファイル（PDF形式）で掲載しているもので、平成16年の日本語版の発行以来、多くの方にご利用いただいています。現在では日本語版だけでなく英語版、中国語版（繁体字・簡体字）、韓国語版も発行しています。また、昨年度には試行版としてフランス語版、ドイツ語版を、今年度はイタリア語版、スペイン語版、ポルトガル語版をホームページに掲載いたしました。

これらの外国語版を、日本酒の輸出促進のために海外イベント等で利用いただいているという話も聞いています。日本酒を買うことを楽しみにしている海外からの観光客も増えていますので、酒販店でも日本酒の陳列棚にちょっと添えておくだけで、お客様にも喜ばれると思います。

『日本酒ラベルの用語事典』は、当研究所のホームページから無料でダウンロードできますので、どんどんご活用ください。

日本酒ラベルの用語事典

<http://www.nrib.go.jp/sake/nlziten.htm>

※ 【利用上の注意】 【利用条件】をよくお読みになって、ご利用ください。



「酒セミナー」を開催しています

酒類総合研究所では、酒類販売管理者の方々に、酒類に関する専門的知識を普及することを目的として、小売酒販組合、卸売酒販組合との共催で「酒セミナー」を開催しています。酒セミナーにおいては「酒類の品質管理ときき酒」と題して、テーマ別の酒類のきき酒の実習を中心としたプログラムで講義を行います。受講された組合員の評判も良く、過去に開催した酒販組合からのリピートの要望も多いセミナーですが、参加人数 25 名程度から開催できますので、開催を希望される酒販組合は、酒類総合研究所東京事務所（TEL:03-3910-6237）までお問い合わせください。

※ 詳しくは、酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp>)から『「酒セミナー」開催のご案内』にある「酒セミナー開催の手引き」をご覧ください。



「赤レンガ酒造工場」施設公開

酒類総合研究所では、平成 25 年 4 月 5 日（金）と 6 日（土）の 2 日間、東京事務所にある赤レンガ酒造工場の施設内部を公開いたします。赤レンガ酒造工場は、明治時代を代表する建築家の一人である妻木頼黄により設計され、明治 36（1903）年に竣工されました。当日は 1 階部分のみの公開となりますが、煉瓦のアーチが連続した天井や、白い施釉煉瓦を使用した旧麹室などをご覧いただけるほか、醸造試験所 100 周年 DVD の放映やアルコールパッチテスト（アルコールに強い体質かどうかを判定するテスト）も行う予定です。

予約は不要で、入場無料です。敷地内の桜もきっと満開を迎えていると思いますので、ご家族やご友人とぜひお立ち寄りください。



独立行政法人酒類総合研究所 東京事務所
「赤レンガ酒造工場」施設公開

開催概要

日 時：平成 25 年 4 月 5 日（金）及び 6 日（土）
 両日とも 10:00～16:00（入場は 15:30 まで）
 ※ 事前予約の必要はなく、自由にご覧いただけます。

会 場：酒類総合研究所 赤レンガ酒造工場（東京都北区滝野川 2-6-30）
 （JR・池下駅「王子駅」下車、又は都営バス・都電「飛鳥山」下車）（裏面に地図）
 ※ 駐車場はありません。お車での来場は、遠くお祈り申し上げます。

公開内容

★ 赤レンガ酒造工場内部公開
 赤レンガ酒造工場は、明治を代表する建築家である妻木頼黄により設計され、明治 36 年（1903 年）に竣工されました。工場内部では、煉瓦のアーチが連続した天井や、白い施釉煉瓦を使用した旧麹室などをご覧いただくことができます。
 ※ 1 階部分のみの公開となります。

★ 酒類総合研究所紹介パネル展示
 ★ 「醸造の 100 年」ビデオ上映
 ★ 北区税務団体協議会 e-Tax・eL-TAX コーナー など

<お問い合わせ先>
 東京都北区滝野川 2-6-30
 独立行政法人酒類総合研究所 東京事務所
 「赤レンガ酒造工場 施設公開」担当
 電話：03-3910-6237（代）
 ホームページ：http://www.nrib.go.jp/

「酒類の販売数量等報告書」等の提出及び e-Tax のご利用について

「酒類の販売数量等報告書」及び『『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書』は、4月末までに販売場の所轄税務署にご提出ください。また、これらの報告書を作成される際には、記載漏れや記載誤り等のないようお願いいたします。

これらの報告書を含め、酒税に関する申請・申告等は、自宅や事務所などから e-Tax で作成・送信することができますのでぜひご利用ください。

なお、e-Tax を初めてご利用いただく場合には、電子証明書の取得や開始届出書の提出（利用者識別番号等の取得）が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【e-Tax HP アドレス】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



酒類の取引状況等実態調査の実施状況について

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を定め、指針に示された公正なルールに則した取引が行われるよう、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、必要に応じ、酒類の取引状況等実態調査を実施しています。

平成23事務年度（平成23年7月～平成24年6月）においては、チラシ広告などの情報から、指針に則していない取引があると考えられた酒類販売場等に対し、取引等の実態を把握するための調査を全国で1,563場に対して実施し、指針のルールに則していない取引が認められた者に対して指導を行いました。

また、過去に改善を指導した酒類販売場等のうち、再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類販売場等に対し、フォローアップ調査を全国で236場に対して実施しました。

詳細については、国税庁ホームページに掲載しています。

【HP アドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/130108/index.htm>

【「酒類に関する公正な取引のための指針」】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/jimu-unei060831/index.htm>